

『資本論』から見た現代日本の労働時間

森岡孝二(関西大学・名)

はじめに

1. 『資本論』の時代のイギリスと現代日本
 - 1) 『資本論』の労働時間
 - 2) 戦前日本の労働時間
 - 3) 現代日本の労働時間
2. 資本主義における労働時間の制限と階級闘争
 - 1) マルクスの考察から何を学ぶか
 - 2) 日本の労働基準法といわゆる36協定
 - 3) 「働き方改革」と「時間外労働規制」
3. 時短闘争を置き去りにした日本の労働組合運動
結びにかえて

朝日新聞「天声人語」2017年7月23日

挑戦する人は多いが、なかなか通読できない本がある。代表例が、今年で出版150年となる『資本論』だろう。著者のマルクスは生前、難解だと苦情を聞かされると「労働日」の章を読んでくれと言っていたそうだ。英国にはびこる長時間労働を扱っている。「わたしたちも普通の人間です。超人ではありません。労働時間が長くなるとある時点で働けなくなるのです……頭は考えるのをやめ、目は見るのをやめるのです」(中山元訳)。事故を起こしたとして裁判にかけられた鉄道労働者の言葉だという。読んでいくと、本当に19世紀の記述なのかという気がしてくる。食事の時間を削られ、働かされる人たちがいる。納期に追われ過労死した若者がいる。現代の日本は、またも過労の犠牲を生んでしまったか。新国立競技場の建設工事にあたっていた20代の建設会社員が失踪し、自ら命を絶った。失踪前の1カ月間は211時間の時間外労働をこなしていたという。人間よりも工期が優先なのか、違法状態がまかり通っている。残業時間を規制するため法改正の動きはあるが、どうも様子がおかしい。「残業代ゼロ」法案を通そうという流れが同時にあり、将来、規制の抜け道に使われるのではと危惧される。対応をめぐる連合内部で意見が割れ、労働界は大揺れである。労働者が死と隷従に追いやられるのを防ぐ。そのための強力な法律を――。マルクスはそんな訴えで章を終えている。悔しいことに、少しも古びてはいない。

1 『資本論』の時代のイギリスと現代日本

1-1 『資本論』の労働時間

第8章第3節「搾取の法的制限のないイギリスの産業諸部門」(『児童労働調査委員会報告書』)

陶器製造業---9歳の子ども、朝6時から夜9時ごろまで15時間労働

マッチ製造業---13歳未満の子どもと18歳未満の年少者、6歳の子どもも
1日12時間から14時間~15時間

壁紙工場---7歳の子どもが16時間労働、週平均78時間半、週84時間も
子ども---過労、睡眠不足、栄養失調、不衛生による病気や発育不全、
大人---早死、身長と体重の著しい減少

肉体的・精神的限界の15時間労働=生命の維持・再生産に必要な休息・睡眠の極小化

1863年6月 婦人服仕立女工メアリー・アン・ウォークリー(20歳)のケース

「純然たる働きすぎによる死亡」(“Death from Simple Overwork”)

女工たちは1日平均16時間半。社交季節には30時間のときも。

メアリーは、皇太子妃祝賀舞踏会用ドレスの納期に追われて 休みなく
26時間半働いて倒れる。

1-2 戦前日本の労働時間

1903年『職工事情』（農商務省の1901年工場調査報告）における女工の労働時間
綿紡績 昼夜交替制、昼業は午前6時始業・午後6時終業、夜業は午後6時始業・
翌日午前6時終業、休憩30分、2～3時間の早出・居残り、実働は14～15時間
人員が欠ける場合、しばしば24時間の通し勤務、まれに36時間も
寄宿舎では一つの布団を二人の女工が昼夜交替で利用、

製糸工場――労働時間は拘束11～14時間

諏訪地方では平均15時間、繁忙期18時間 休憩時間や食事時間はわずか、女工は
受け持ちの繰り釜に配られた握り飯を頬張りながら作業をする工場も

1911年の工場法（16年施行）――15歳未満の年少者と女性の労働時間を1日12時間
規制、12歳未満の年少者の就労を禁止 深夜業の禁止は29年、実効性のないかたち
だけの規制

1925年、細井和喜蔵『女工哀史』――「紡績工場くらい長時間労働を強いる処はない」
「一年三百有余日残業するところがはたして欧米にあるだろうか」「強制的残業政策」

1-3 現代日本の労働時間(1)

1947年 労働基準法 1日8時間、1週48時間 1987年改定で週40時間に移行
高度成長期を経て1980年代に「男は残業・女はパート」の日本的働き方の確立
女性 若年定年制の変形としての結婚後のパートタイム就労

2011年「社会生活基本調査」、男性正規労働者(週平均労働時間は53.1時間。
年間ベースでは2700時間台 米英より約500時間、独仏より約600時長い

1988年 過労死110番を通した労災認定事例

◇平岡事件 88年2月23日死亡 48歳、ボールベアリング工場作業長 年間3663時間
(拘束4063時間)。1月4日から死亡までの51日間は暦日の休日ナシ。

◇要田事件 88年4月10日死亡 34歳 ポテトチップス工場作業長 1日14~15時
I直もII直も始業前、終業後に2~4時間の早出と残業。業務は作業の段取り、
機械設備の点検、生産計画表の作成、社内研修会の準備、QCレポートの評価など

◇亀井事件 1990年10月20日死亡 エース証券の営業マン 大卒入社3年後
残業時間の記録も残業代もない(「営業手当」と「報奨金」)

新入社員研修資料「亀井修二氏の1日」

朝6:50出社 夜10以降退社 15時間労働 1日電話外交約200件

「ヤング預かり資産番付表」東の正横綱にランク

1-3 現代日本の労働時間(2) 若年者の事例

- 富士通SSL 西垣一哉(27歳)---02年4月入社、06年1月死亡。業務集中期の月労働時間---296時間57分、残業128時間57分、1日平均労働時間11時間52分、連続37時間勤務も
- 日本海庄や 吹上元康(24歳)---07年8月、入社4ヵ月で過労死 時間外労働は死亡1ヵ月前102時間、2ヵ月前115時間、3ヵ月前141時間 月80時間以上の残業込みの初任給(基本給は12万3200円)
- 和民 森美菜(26歳)---08年4月1日入社、6月過労自殺。2ヵ月の時間外労働227時間、死亡直前の1ヵ月は140時間
- 松山市役所 久保(22歳)---11年8月、新卒採用4ヵ月で過労自殺 納税課に配属 受け持ち滞納案件は当初の450件~500件が7月には3倍の1300件~1400件に、8月の時間外労働は100時間超
- 電通 高橋まつり(24歳)---15年12月、新卒入8ヵ月で過労自殺 発症前1ヵ月の時間外労働105時間、「自主申告」では判で押したように70時間ぎりぎり。上司から「君の残業時間は会社にとって無駄」「女子力がない」などのパワハラ
- 建設会社 男性社員(23歳)---16年入社、新国立競技場の建設現場、失踪する17年3月2日までの1ヵ月間の時間外労働は約212時間

図1 過労死等の労災請求の推移

(出所)厚労省「過労死等の労災補償状況」
(注)死亡事案以外を含む

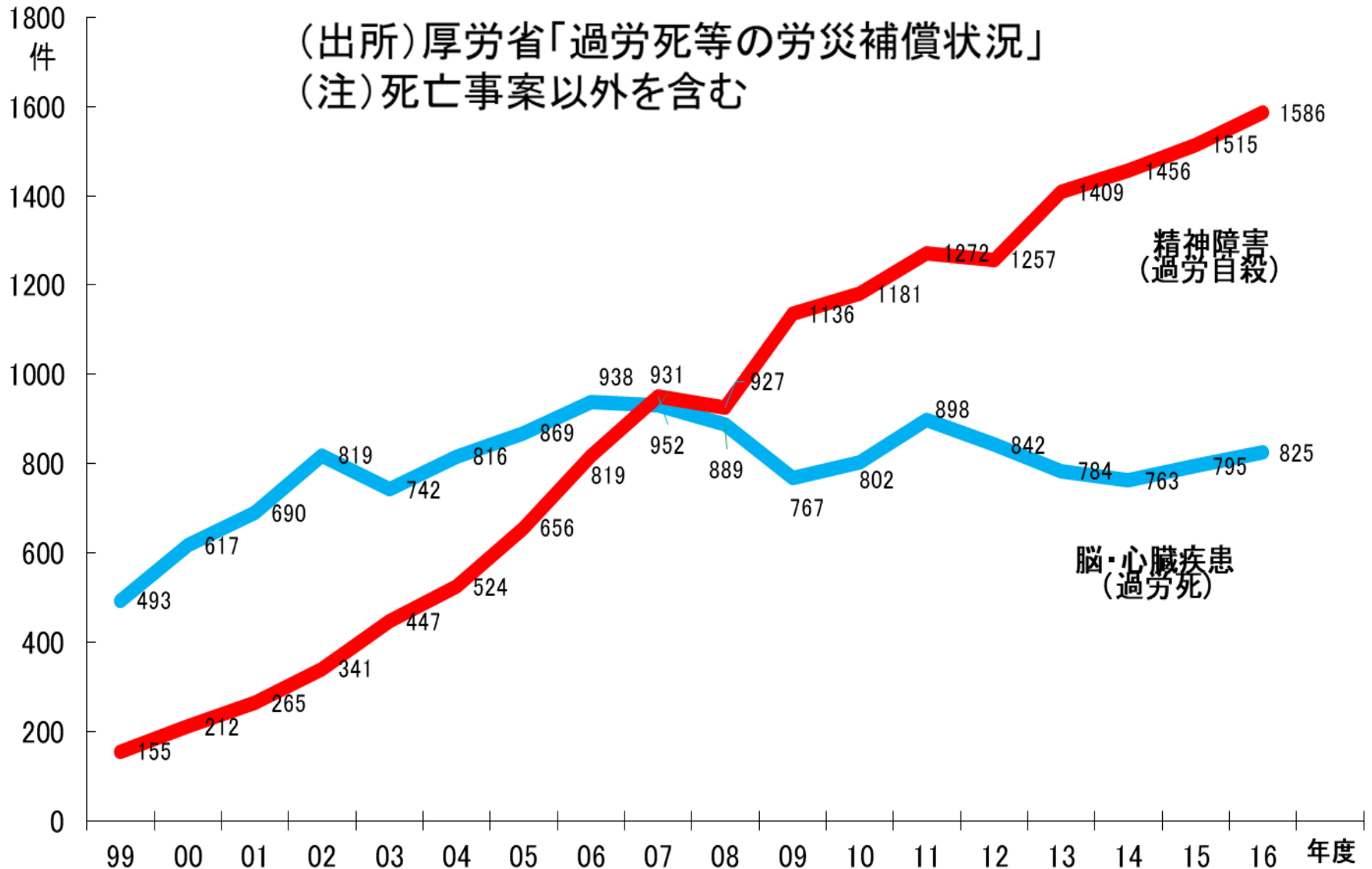


表1 過労死等の月残業時間別支給定件数

2011年度～16年度の累計

	脳・心臓疾患	精神障害
80 時間以上～ 100 時間未満	643	152
100 時間以上～ 120 時間未満	367	294
120 時間以上～ 140 時間未満	235	210
140 時間以上～ 160 時間未満	124	118
160 時間以上	141	282

(出所)厚生労働省「過労死等の労災補償状況」各年版

(注1)精神障害はジョブストレスとパワハラによる心理的負荷の要因が大きいので時間外労働は短い(20時間未満)ケースも多い。

(注2)月4週・週休2日で換算すると月100時間以上の残業は1日平均5時間以上の残業、月160時間以上の残業は1日平均8時間以上の残業。

2. 資本主義における労働時間の制限と階級闘争

2-1 マルクスの考察から何を学ぶか

1865年の第1インター中央委員会でのマルクスの講演の結び「資本と労働との闘争とその結果」から。

「労働時間の制限についていえば、ほかのどの国でもそうだが、イギリスでも、法律の介入によらないでそれが決まったことは一度もなかった。その介入も、労働者(working men)が外部から絶え間なく圧力をくわえなかったならけしてなされなかったであろう。だがいずれにしても、その成果は、労働者と資本家とのあいだの私的な合意で得られるものではなかった。このように全般的な政治活動が必要であったということこそ、たんなる経済行動のうえでは資本のほうが強いということである」(『賃銀・価格および利潤』『全集』第16巻150ページ)。

2-1 つづき（『資本論』第1巻「労働時間」から）

- ・ 「資本主義的生産の歴史では、労働時間の標準化は、労働時間の制限をめぐる闘争——総資本家すなわち資本家階級と、総労働者すなわち労働者階級とのあいだの闘争——として現われるのである」(s.249)。
- ・ 「こうしたこまごまとした規定は、けっして議会的思案の産物ではなかった。——それらの定式化や公認や国家による宣言は、長い期間にわたる階級闘争の結果だった」(s.299)。
- ・ イギリスにおける1833年以降の法律による労働時間の強制的制限は、「長い期間にわたる資本家階級と労働者階級のあいだに多かれ少なかれ隠然と行われていた内乱の産物である」(s.316)
- ・ 「歴史的には、労働時間の長さ、週労働日数、年労働日数（有給休暇）、生涯労働年数（退職年齢）をめぐる画期的で持続的な闘争があったのであり、この闘争は今日もなお続いている。これは明らかに——資本主義的生産様式における中心的問題である。これを無視するような経済理論がいったい何の役にたつだろうか？」(デヴィッド・ハーヴェイ『〈資本論〉入門』森田成也・中村好孝訳、作品社、2011年、212～13ページ25)。

2-2 労働基準法といわゆる36協定

- ・ 労基法――男女の別なく全産業を対象とする一般法として、国際水準の1日8時間、1週48時間を定めた画期的な法律でありながら、ザル法。
- ・ 1946年の労基法草案は、延長の限度を「1日について3時間以内、1週について9時間以内、1年について150時間以内」と規定。
- ・ 1947年に公布された労基法では、36協定*の締結と届け出を条件に、法定労働時間を解除し無制限の長時間労働を容認。坑内労働その他の健康上特に有害な業務のみ延長は1日2時間まで。* 第36条にもとづく時間外労働・休日労働協定
- ・ 1998年 労働大臣告示 延長の限度時間――法定休日労働を除き、1週15時間、1ヵ月45時間、年間360時間など、法的強制力のない目安的な指導基準、
- ・ 特別条項付き協定に受注の集中、納期のひっ迫など特別の事情を示せば、限度時間を超えて延長可能、建設事業、運転業務 研究開発業務、医師の業務などは限度時間の適用を除外

2-3 「働き方改革」と「時間外労働規制」

働き方改革法案要綱の労働時間制度改革(3本の毒矢)

①一定の労働者を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度(高プロ制)」の創設。

②労使で定めた一定時間以上は労働時間と見なされず、残業代も支払われない裁量労働制の営業職への拡大、

③過労死するほどの長時間労働を法律で認める時間外労働(残業)

2-3 つづき(結局は労働時間の規制緩和)

<労働時間の直接規制を緩和>

- 政府・厚労省がいう「時間外労働規制」は、規制強化を装いながら、労働時間の直接規制を緩和、法定労働時間をいっそう形骸化
- 法案要綱---1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超える時間外労働の限度を棚上げ、原則として月45時間、年360時間を法定
- 「臨時的な特別の事情がある場合」は、単月100時間未満、2~6カ月の月平均80時間以内、年720時間以内(休日労働を含めれば960時間)の時間外労働を法認---36協定の特別条項を温存

<労働時間の間接規制も緩和>

- 残業代の支払義務に大穴を開ける。
- 現状でも賃銀不払残業(サービス残業)の横行---正社員の3割は残業代の全部か一部が支払われていない。名ばかり管理職の乱用、裁量労働制の適用拡大、変形労働時間制の運用など
- くわえて高プロ制で一定の労働者を労働時間規制の対象から外し、使用者の残業代支払い義務を免除。

3 時短闘争を置き去りにした日本の労働組合運動

◇日本の労働組合---もともと時短闘争(政治闘争)に消極的、賃金の低さを残業代で補おうとして長時間残業を肯定。1989年の総評解散・連合発足を機に、労働組合の企業主義的再編が進む。二重の意味でストレス社会*に

* ①ジョブストレスの高い社会、②ストライキがほとんどない社会

◇労働時間の決定は、法的規制によらずに、生産性上昇を条件とした労使自治---個別企業の労使の話し合いと合意---に任されてきた

◇1987年の労基法改定--- 週48時間制から40時間制への移行、週休日の労働時間が減った以上に平日の労働時間が増え、週平均労働時間は延長。労基法(36協定)の抜本的見直しは棚上げ。労働時間の規制緩和の進行。1日8時間を週40時間の割り振りの基準に落として1日の規制を緩和、変形労働時間制の拡大

◇1997年の男女雇用機会均等法改定---努力規定から義務規定へ→女性に対する残業規制(1日2時間、1週6時間、1年150時間まで)の撤廃

3のつづき(過労死防止法の成立)

<政府主導の「時短」キャンペーン>

- 1986年前川レポートと87年労基法改定を受けて1988年に竹下内閣が「年間1800時間の実現」を提起
- 2016年 高プロ制の毒消しに、「一億総活躍プラン」のなかで「時間外労働規制」を提起

<社会運動で過労死防止法が成立>

- 2014年6月20日 「全国過労死を考える家族の会」や「過労死弁護団全国連絡会議」の運動が実り「過労死等防止対策推進法」(略称＝過労死防止法)制定。同年11月に施行。
- 過労死等の調査研究、相談体制の整備、啓発事業、および民間団体への支援が進む
- 労働時間の制限と短縮に消極的な労働組合を代位補充

結びにかえて—マルクス経済学における労働時間論の軽視

『資本論』入門書におけるほとんど唯一の例外—河上肇『資本論入門』(1929年)

戦後の労働時間研究の主な業績—労働科学研、社会政策からの研究

藤本 武『労働時間』岩波新書、1963年

『国際比較 日本の労働条件』新日本出版社、1984年

内海義夫『労働時間の歴史』大月書店、1959年

『労働時間と労働組合』労働旬報社、1975年

熊沢 誠『働きすぎに斃れて—過労死・過労自殺の語る労働史』岩波書店、2010年

労働者階級概念および階級闘争概念の消失 階級闘争の敗北的形態の等閑視

労働過程研究(具体的有用労働、生身の人間生活、健康安全問題)への希薄な関心

基礎研—労働時間、工場法、人間発達を重視する『資本論』の学習・研究を提唱

主要参考文献

- 河上肇(1965)『資本論入門』(『河上肇著作集』第5巻、筑摩書房、1965年)、原本1929年
- 農商務省・犬丸義一校訂(1998)『職工事情』岩波文庫、上・中・下、原本1903年.
- デヴィッド・ハーヴェイ(2011)『〈資本論〉入門』森田成也・中村好孝訳、作品社、2011年
- 細井和喜蔵(1980)『女工哀史』岩波文庫、原本 1925年
- 森岡孝二(2005)『働きすぎの時代』岩波新書
- 森岡孝二(2013)「企業社会論の分析枠組を聞き直す」『経済科学通信』第131号、4月
- 森岡孝二(2013)『過労死は何を告発しているか—現代日本の企業と労働』岩波現代文庫
- 森岡孝二(2015)「日本資本主義分析と労働時間」鶴田満彦・長島誠一編『マルクス経済学と現代資本主義』桜井書店
- 森岡孝二(2015)『雇用身分社会』岩波新書
- 森岡孝二(2016)「労働時間の決定における労使自治と法的規制」『日本労働研究雑誌』12月
- 森岡孝二(2017)「『資本論』と現代の労働——いまマルクスの労働時間論をどう読むか」『季刊 経済理論』第53巻第4号、1月

ご静聴、ありがとうございました。